慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福沢諭吉における功利主義受容と『貧富論』
Sub Title	Yukichi Fukuzawa's acceptance of utilitarianism and his "Hinpu-ron"
Author	山内, 崇史(Yamauchi, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.112, (2017. 3) ,p.375- 407
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170315-0375

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉における功利主義受容と『貧富論』

山内崇史

一　はじめに
二　福沢における倫理道徳・社会思想・自然法の概要
三　J．S．ミル『功利主義』
　㈠　その書誌と功利主義理論の思想性
　㈡　丸山眞男における福沢の歴史認識
　㈢　安西敏三の論文における功利主義
四　福沢諭吉『貧富論』と社会思想
　㈠　その書誌と明治中後期の社会運動
　㈡　貧富論〔第一〕について
　㈢　貧富論〔第二〕について
五　高橋における大正時代及び占領期
六　高橋誠一郎の福沢論
七　おわりに

一　はじめに

本論文は福沢諭吉研究である。福沢の門下生に経済学者・政治家として知られる高橋誠一郎という人がいるが、高橋が書いた福沢に関する所論からは従来の福沢観とはまた別の側面が照射され得る。まず高橋には終生書き続けた福沢に関する著書があり、それも何回か版を重ねているが、初版（以下「改造社版福沢」[1]）と没する直前の最終版（以下「長崎版福沢」[2]）を読む限り文章は福沢の論考の引用で埋められており、基本的には伝記の範疇を出るものではない。それにも拘わらずそれが今日我々の関心を引く理由は、仔細に見れば、第一に現代の公共政策理論（負の功利主義）[3]に発展的に継承されているような功利主義理論を福沢が受容したという史実の指摘と、第二にその功利主義理論が福沢のその後の社会思想などに影を落としている思想史的事実が浮上してくるところにあろう。

本論文では主に、高橋が指摘しているような福沢によるJ．S．ミル『功利主義』の受容と、その思想的連続として今日の政治的課題とその解決にも通じる社会思想である福沢の『貧富論』を分析する。このように高橋による有益な指摘もあるため、高橋論になるわけではないが、高橋の福沢を巡る文章もあくまでも手がかりとしてではあるが尊重しなくてはならないだろう。従って併せて門下生としての高橋の政治活動とごく希少な福沢論を示すことによって福沢の政治思想のある時点での重要な社会的帰着（福沢の思想が持つ社会的影響）などを示し、既存の研究を踏まえながら新たな知見を提示したいと考える所存である。

高橋の福沢に関する著書のうち、政治学の領域における福沢研究に関して特に有益なものは、「改造社版福沢」の「第十三章　守奮士族及び民権家対策――政権の集中、治権の分興」及び「長崎版福沢」の「十七　守奮士族及び民権家対策」にある記述である。それによれば福沢は、明治八〔一八七五〕年の『文明論之概略』、明治九〔一八七六〕

年の『学者安心論』、明治十〔一八七七〕年の『分権論』と立て続けに書物を刊行しているのであるが、『学者安心論』を著したその時期、福沢は明治九〔一八七六〕年四月一三日から一四日の二日間にかけてJ．S．ミルの『功利主義』（Utilitarianism）の第五版（一八七四年版）を読んで書き込みをしており「長崎版福沢」においては「此の書き入れ本が今も慶應義塾図書館に所蔵せられている」と付記されている。[4] 更に後期の福沢における社会思想の模索という変化も「長崎版福沢」の「二十三　社会思想」という独立した章が存在しているが、この章の中でも『時事新報』社説の福沢の手による『貧富論』が、高橋の指摘しているところに従えば、政治学の見地から筆者には特に重要な論考であるように思われる。

また高橋は各誌にどれも比較的短文で断片的ではあるが十篇ほど福沢に関する論説も寄稿している。国立国会図書館と国立情報学研究所の図書館情報によれば、J．S．ミルに関する論文はもとより、政治学に関する論文も幾点か認められる。著作集はあるが『高橋誠一郎経済学史著作集』（全四巻）に留められている。高橋の福沢観についても猪木武徳の講演録[5]の僅かに一点を数えるのみであり、[6] それも人物像を除けばほぼ経済学の視点に限られている。従って論文の構成としては補論的扱いとなるが、先述した論説をもとに取り扱う高橋の福沢論には新たな知見も含まれるであろう。

二　福沢における倫理道徳・社会思想・自然法の概要

高橋が慶應義塾（まだ三田に所在した頃の普通部）[7] に入学したのは「明治三十一年五月一日」のことであると「改造社版福沢」の「序」で自ら語っているが、年齢で言うと「一三歳の春」で父親が『時事新報』の読者で福沢諭吉を私淑しており、[8] 晩年の福沢諭吉に親しく接した高橋は「当時十五六歳の少年」であった。[9] その当時、最晩年の福沢が門

下生に命じて「修身要領」の策定に取り組んでいたことは、富田正文による「福沢諭吉年譜」[10]によって知り得ることが出来るが、これに関して高橋は「福沢先生の社会思想」の中で次のように述べている。[11]

殊に晩年の興味が著しく倫理道徳の方向に向つて居られた先生は、恐らく、倫理的に無関係なるものとして経済的現象を観ることが出来なかつたであらう。……私は先生晩年の努力が主として倫理道徳の方面に注がれて居つたに徴して、先生の態度は個人主義的のものではなかつたらうかと思はれる。先生は先ず個人を改善するに由つて社会を改善せんことを期し、ここに独立自尊の大主義を掲げて奮闘せんことを期せられたものではあるまいか……

これは福沢が、明治八〔一八七五〕年三月に出版した『学問のすゝめ』の「十四編　世話の字の義」の中で、「貧民救助」を濫りにするのは英国などを見ても法制度的に誤謬があるものの、その論の末尾で「世の学者、経済の公論に酔いて仁恵の私徳を忘るるなかれ」[12]として論を締め括っていることを、社会的正義＝倫理道徳の面で想起させる。そして「長崎版福沢」の「二十三　社会思想」の記述によると、『時事新報』上に掲載した『貧富論』（明治一七〔一八八四〕年十月二四～三〇日）において、そしてその後、福沢は少なからず胸中を変化させていたようである。[13]章末に次の高橋の見解が記述されている。[14]

先生は実に、我が封建末期の強烈なる動揺時代から、明治維新の大変革期を経、資本主義的制度が確立せられんとする躍進時代に在つて、其の社会的環境の強大なる影響を受け、敢て其の立場を固定せしむることなく、情勢の変化と推移に従つて、政府と国民とを嚮導し、之れをして正しき針路を取つて進ましめんとするに鋭意であつたのである

「修身要領」発布の顚末については、「長崎版福沢」の「二十四　晩年」に若干ではあるが記述されているが、高橋によれば「どうも日本人は品行が悪くて困る。身が修まらぬ、何とかしなければならぬと云ふような考が先生に強かった」とある。[15] 福沢は既に明治十年代において「徳育如何」を著して倫理的な思想を披瀝し始めているのであるが、和辻哲郎は彼の学問的な主要業績の一つである『日本倫理思想史』において、『福翁百話』の「政府は国民の公心を代表するものなり（九十三）」を引用して、君主であれ憲法であれ「民の公心を代表し社会全般の私を制して安寧を得せしむるが故」[16]ではあるものの、「明治二十年代にあっては福沢はもはや急進派ではないのである」として批判している。[17] そして「修身要領」は明治三三〔一九〇〇〕年二月に脱稿、同一一日に公表、二四日に発表式が行われた（前掲「福沢諭吉年譜」による）。

この『福翁百話』に言う「安寧」とは社会契約論で言うところのいわゆる「自己保存」の認識、あるいは社会契約後の統治権の要諦だと推定されるが、[18] 福沢がこの点について意識的であったのかどうか、そもそもそれが社会契約論を下敷きにしているのかどうか、社会契約論を基礎にしているとしてホッブズ的なものなのかルソー的なものなのかロック的なものなのかは福沢は直接には明言しておらず推測するしかないと思われる。但し抵抗権を認めるか否かは、例えば初期の福沢の『学問のすゝめ』（七編）で否定的と言える見解は確かに認められる。

また福沢の社会契約論的思考（自然法思想）を巡る研究は既に幾人かの研究者によって公表されている。まず安西敏三によれば福沢は特にロックの影響下にあるブラックストン『イングランド法釈義』から近代的な自然法思想を学んだと示されている。[19] また松沢弘陽によれば福沢はウエイランド『道徳科学要綱』に影響を受けているのであるが、そこでは「統治契約も姿を消す」とされている。[20] また松田宏一郎は『学問のすゝめ』を扱い、福沢は「私」の「公」への奉仕のみを強調していたのではなく、それぞれの「分」を説いていると論じている。[21] そして宮村治雄は福沢の議論における国家と国民の社会契約の「虚構性」を指摘しているのである。[22]

しかし、筆者は以下のことを強調したい。「長崎版福沢」の「十七　守奮士族及び民権家対策」冒頭において記述されているが[23]、明治九〔一八七六〕年九月二七日に福沢が内務大臣・大久保利通と相席した際に大久保から「権利義務」について話をされた応答で「元来国民の権利には政権と人権との二様の別がある」とし、「唯だ人権の一段に至つては、決して仮す可きでない」とし、あくまでも「政権」が国民のものであること、そして「人権」の不可侵・絶対性を強調していたのである。一般に福沢諭吉は天賦人権論の主唱者として知られているが、そのことは事実、このような局面における政治的態度としてもそうであったのである。この高橋の指摘は重要であろう。

三　J．S．ミル『功利主義』

㈠　その書誌と功利主義理論の思想性

福沢が『文明論之概略』執筆に際して既にJ．S．ミルの特に『代議政治論』を下敷きにしていたことは岩波文庫・松沢弘陽校注版『文明論之概略』に施された校注で広く知られるものとなっているが（福沢自身本文中で「英国の学士ミル氏著述の経済書にいわく」[24]として言及している）、ここで福沢と高橋の両者を繋ぐひとつの架け橋になる論考が、先に述べたJ．S．ミルの『功利主義』（Utilitarianism）であろう。「改造社版福沢」のにはこの蔵書の写真があり[25]、同じく「序」によれば高橋は執筆に際してはこうした書物を参照したとあるから、高橋が福沢からの影響のみならず、高橋自身が福沢の思想を学び直して直接に『功利主義』を読んだ可能性は大いにあると思われる。なお、補足すれば高橋には福沢と同じく“Principles of Political Economy”に着目した「ジョン・スチュアート・ミルの富の定義[26]」という経済学研究もある。

福沢が明治九〔一八七六〕年に読んだJ．S．ミルの『功利主義』は一八七四年版であるが、一八六一年版として雑誌“Fraser's Magazine”に寄稿されたものが原典であるようで、川名雄一郎と山本圭一郎の翻訳『功利主義』はこれである。J．S．ミル生前の諸版はその凡例に掲載されているので以下に底本の書誌をまず示しておきたい。[27]

“Utilitarianism”, Fraser's Magazine, London: Paker, Son, and Bourn, vol. 64, no, 382 (October 1861), pp. 391–406 [Chaps. i–ii]; vol. 64, no. 383 (November 1861), pp. 525–34 [Chaps. iii–iv]; vol. 64, no. 384 (December 1861), pp. 658–73 [Chap. v]

この版以降は一八六三年版（第一版）、一八六四年版（第二版）、一八六七年版（第三版）、一八七一年版（第四版）が認められるようである。福沢が読んだ一八七四年版（第五版）はそこに記載がないが、恐らくは没後の版であろう。その『功利主義論集』の「あとがき」によれば、この『功利主義』の翻訳は水田洋ほか訳の河出書房版と井原吉之助訳の中央公論社版が認められ、川名と山本はそれらを参照したようである。以下、最新の川名・山本訳による『功利主義』に依拠して、J．S．ミルの所論を筆者なりの視点から見ておこう。

「第一章　総論」では功利主義理論に関する議論がソクラテス以来のものであることを説き起こすことから始まっている。それ以降、主に主題とされているのは功利主義倫理道徳の観念である。我々はここでいわゆる「功利」という経済的要素を容易に推測されるものとは異なる別の倫理道徳的思念を突き付けられるのである。

「第二章　功利主義とは何か」においては功利主義理論が「生の理論」[28]（theory of life）[29]として表現されていることに注意すべきであろう。功利主義倫理道徳は〈快（幸福・健康）への自由〉と〈苦（不幸・貧困）からの自由〉の両義性を伴ったものであるのである。快楽の量もさることながら、快楽の質についてJ．S．ミルは積極的であり、「自由」「個人の自立」「尊厳の感覚」[30]も功利主義的道徳の中に包摂せられている。そして「満足した豚よりも不満を抱え

た人間の方がよく、満足した愚か者よりも不満を抱えたソクラテスの方がよい[31]」とされ、人格的陶冶と涵養が求められているのである。それが実現出来ないのは「現在のひどい教育やひどい社会制度[32]」が原因であり、本来そこで実施されるべきは社会同胞や人類全般への配慮だと言うのである。そのような「純粋な私的愛情と公共善に対する心からの関心[33]」が要諦だと言う。そして功利主義倫理道徳はキリスト教の教義を命題の極度にしているとする。政治家や公務員など以外の公共に直接的に関与しない人々は個人的功利に基づけば良いとする[34]。

「第三章　功利性の原理の究極的強制力について」の中ではそれは個人の内にある「主観的感情」即ち、「人類の良心という感情」「人間本性[35]」及び「感受性や思慮深さ[36]」であるとされている。そして「個人間あるいは階級間の法律上の特権による不平等を解消する[37]」ことを功利主義倫理道徳によって期待しているのである。

「第四章　功利性の原理についてどのような証明が受け入れ可能か」には「各人の幸福が各人にとって善であり、それゆえ全体の幸福はすべての人の総体にとって善である……幸福は行為の目的のひとつ（傍点原文）であり、したがって道徳の基準のひとつであると言える[38]」とここで功利主義の論理的帰着が提示され、更には幸福の構成要素が多種多様であり、それ自身として価値があることが確認されている[39]。その意味において『功利主義』は多元論の一種であると言えるであろう。

「第五章　正義と功利性の関係について」であるが、正義についても功利主義理論から再構成し得るし、「自己防衛の衝動[40]」及び「安全という利益[41]」を基礎にしている。また多元論＝価値の多様性についても「異なった国民や個人は異なった正義の観念をもっているだけでなく、同一の個人の心のなかでさえ、正義は何らかの単一の規則、原理、格率ではなく、多くのものからなって[42]」いるとしている。それと同列のことであるが、「人々が抱いている人道性[43]」や「個人に属している権利[44]」に重要性を見出している。「個人に属している権利」とは三の㈢で見るように、西欧思想上の固有権を意味していると思われる。

以上見た通り、J．S．ミルの『功利主義』は多分に倫理道徳に依拠しつつ、個人と社会の関係を考察しながら、「自己保存」の重要性に帰着した多元論である。そして、福沢が受容したその個人へのJ．S．ミルの身の寄せ方において、高橋に前述の「福沢先生の社会思想」の末尾で福沢の倫理道徳（＝独立自尊）を「基督の山上垂訓に類するものと云いたい」[45]と言わしめたのであろうと思われる。

そして最晩年の福沢における倫理道徳の思想がこの『功利主義』に影響を受けていたであろうことは容易に推定出来る。福沢の言葉「独立自尊」の初出がいつ頃のどの著作・論考なのかということは定かではないと思われるが、「尊厳の感覚」（sense of dignity）[46]を介して着想を得たのか、あるいはもとから彼固有の言葉として考案していたものが確信を強めたのか、考証の余地は残るが、J．S．ミル『功利主義』と共鳴するところがあると言えるのは確かではなかろうか。

(二) 丸山眞男における福沢の歴史認識

前述の通り丁度『功利主義』を読んだその前後に福沢は『分権論』（明治十〔一八七七〕年）を著述していたのであるが、松沢弘陽の文献学的編集に従えば、丸山眞男はその『分権論』の後に『時事新報』に福沢が掲載した二つの論説、「時勢問答」（明治一五〔一八八二〕年六月二三日～七月八日）と「国会の前途」（明治二三〔一八九〇〕年一二月十日～二三日）の記述をもとに、「福沢諭吉の哲学――とくにその時事批判との関連」において次の記述をしており[47]、更に功利主義に関する記述も認められる[48]。

他方、徳川社会において、諸権力のバランスが最もよくとれているという際には、彼は、明治維新後の中央集権的統一国家の成立が経済も教育も学問も芸術も一切を挙げて政治力の中心に凝集せしめつつある傾向に対してプロテストするという実践的意

図に導かれていた。そういう観点から見るとき、政治的権力（幕府）と精神的権威（皇室）と経済的権力（町人階級）が夫々担い手を異にし、更に政治的権力の内部に複雑な相互牽制が作用していた徳川社会は、たしかに社会的価値の分散という意味で、明治絶対主義体制よりもすぐれているという判断が生れるのも怪しむに足りないのである（傍点原文）

福沢の思想はしばしば功利主義の名を以て呼ばれて来た。しかし功利主義という範疇はきわめて漠然としていて、必ずしも適確に福沢の立場を表現していない。功利主義のある特徴はたしかに彼にも見出されるが、逆に彼の立場は少くも歴史的に現われた功利主義には見出されない考え方をも含んでいる（傍点原文）

第一の指摘は時期的に考えてJ．S．ミルの『功利主義』における多元論の影響が少なからずその後の福沢に認められるものと言って良いであろう。第二の指摘については本論文では首肯し兼ねるものである。何故ならこの丸山の文脈では主に『文明論之概略』を以ってプラグマティズム的思考が福沢の特徴とされており、J．S．ミル『功利主義』をその後に読んだことが考慮されていないからである。先に筆者が分析した結果からすれば功利主義を端的に漠然としていると言うのは難しい。更に安西敏三によれば、福沢の法的思考は自然法論・文明史論・功利思想・社会進化論を「複眼的思考」で捉えたものと解釈されているが[49]、この安西学説の方がより歴史的文脈の中で福沢の政治思想に則した妥当な見解ではなかろうか。

第一の指摘に福沢の歴史観の面で若干関与するのであるが、初期の福沢の代表的な著作であり、福沢の唯一の学問的・理論的著作とされているところの『文明論之概略』について、筆者は以下のことを喚起しておきたいと思う。福沢において西洋文明が中華文明に取って替わられ志向せられることが期待されているのであるが、その西洋文明は「目的」（儒学を捨て「西洋の文明を目的とする事」）ではあっても、それは福沢の政策的判断における当座の（傍点筆者）

「目的」に過ぎないということである。次の点は従来その文脈を追われることはなかったと思われるが、福沢において真の文明とは「清明純美の時」であり、それは即ち「文明の極度」であり、そこに至る政治・社会的過程とそこに広がる地平は「至洪至寛」なのである（以上「文明の本旨を論ず」[50]）。この点は強調して良いと思われる。勿論、丸山眞男『「文明論之概略」を読む（上）』[51]や中村敏子『福沢諭吉　文明と社会構想』[52]も「文明の極度」と同じ趣旨の記述に言及はしているが、それは福沢の文脈に沿って詳細を展開したものではないし、筆者の着眼点とも異なる。勿論福沢の文明史観の持つ思想史的文脈を広範に論じた丸山学説も筆者は支持する。

丸山の先の論述からは、福沢においては時が経過しているのに文明が後退していると思われたものであろうことが推定される。即ち、「至洪至寛」の大河の流れに反するのである。それは福沢が著述を以って政府（官）及び社会（民）に貢献しようとしていたのであり、『文明論之概略』の執筆動機もそこにあると読めるが、それが有司専制の明治国家の中央集権的な政策において徒労に終わろうとする時、そのことを予見し、それに抵抗し、その対象に自省を促すのは当然導かれる政治的態度であったように筆者には思われる。そしてその政治的態度は、福沢における倫理の意識が根底にあるように推定されるのである。

(三)　安西敏三の論文における功利主義

実証的な福沢研究で知られる安西敏三の業績の一つに「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』[53]」という論説がある。ここでは筆者の福沢の政治思想を明らかにするという観点から重要であると思われた所論に限って幾点か確認しておくこととしたい。

それによればまず福沢は『功利主義』を「想像以上に精読している」[54]とされる。なお、それに続いて安西が明らかにしているところに従えば、福沢が読んだ『功利主義』はLongman版（正しくはLongmans版）である。そして「明

六社仲間であった西周」による「明治十年」の漢訳『利学』には福沢が注意していた「最大多数の最大幸福」の旨に注が記されているという。[55] 安西によれば福沢が「科学」に「実学」という「儒学による伝統的用法」を冠することによって「「実学」概念の意味転換を画っている」上に、このような福沢の思想的意識は「ミルが科学の第一原理の究極にあるもの」としたところに注意が寄せられるものと考え得るとしている。[56] これを前置きとして第一に人間観、第二に正義観、第三に道徳観が考察されている。

第一の人間観であるが、安西によれば、[57] 福沢は『礼記』などの儒学書を「教養目録」としており、「それを解釈して強調した徂徠の学説」がミルの思想と共鳴するものであり、「聖人」について書き込みをしている。これは川名・山本訳による「高徳」のことを指しているものと筆者には思われる。そして先に筆者が福沢の社会契約論的な思想を指摘した通り、それは徂徠学で言うところの「礼」が「自然状態＝禽獣世界（楽と主観的言語が各々勝手に表現されている状態）」から「社会状態＝人倫世界（道徳仁義の存在する状態）」への「転換」をもたらすことを考慮する時、福沢もまたその射程にあったと言うことが出来るとしている。

刮目すべきは次の記述である。安西によれば「福沢が西欧政治思想の一つである、政治社会の目的を各人の固有権（property）の調整・保持とするロック的政治原理を導入していることはよく知られている」という。[58] この記述に従えば、福沢は社会契約論のうち、ロック的な社会契約論を吸収していたものと言い得るのかも知れない。

第二の正義観に関しては「福沢における法律観」を安西は指摘している。[59] 安西によれば、福沢における法の観念は「政府が上から作為したもの」ではなく、「個々の人間が相互に相談して作ったもの」という認識が根底にあるとされている。

第三の道徳観についても重要な指摘がある。安西によれば「福沢は、徂徠学的思惟で以てウエイランドを読んでいると思われる」とされ、『学問のすゝめ』（七編）の「西洋の語」である「マルチルドム」を言う時、それは安西によ

れば「犠牲的精神から発した自己犠牲が人民の自由獲得という効用がある場合、それは道徳至上命令となる」とされるのである。この「自由」は「西洋思想史」において「人間に固有なものの一つ」として把捉され、「その獲得は公的利益に至る必要条件」であるとされる。[60]

以上により、福沢のJ．S．ミルにおける理解が儒学や徂徠学を基礎にしていたこと、そして福沢が徂徠学をもとにロック的な社会契約論をも射程に置いていたであろうことが、断定するのは困難だとしても文献上は、推定されるのである。

㈢の最後に一次史料である福沢の手沢本（書き入れ本）に関し補足したい。この書は慶應義塾福沢研究センター編「福沢関係文書」（雄松堂、平成元〔一九八九〕年～）として慶應義塾大学図書館にマイクロフィルム版も蔵せられている貴重書である。備え付けの索引「マイクロ版福沢関係文書福沢諭吉と慶應義塾収録文書目録第七分冊福沢諭吉関係資料三」の七〇頁から七一頁には解題もあり、昭和三〔一九二八〕年一〇月一五日に福沢の孫で捨次郎の長男である福沢時太郎によって寄贈せられたとある。

既に川合貞一「ミルの「功利論」の書き入れ本より見たる福沢先生」『三田評論』（第四〇六号、昭和六〔一九三一〕年六月）、小泉信三「読書論」『小泉信三全集（一四）』（文芸春秋社、昭和四二〔一九六七〕年）、安西敏三「福沢手沢本J. S. Mill, Utilitarianism 再現（一）～（三）」『法学研究』（第五六巻第六号～第八号）という研究があるとも記されているのでここに重複を避けたい。福沢による受容の時期的なことを言えば明治九〔一八七六〕年四月四日から一五日あるいは一四日にかけて読み、一一月二〇日に再読したと見込まれるという。筆者が思うに一八頁の unhappiness の頁左に「幸福ハ……不幸ヲ除クニハ異論ナカル可シ」と自筆があるが、現代公共政策理論における「負の功利主義」の本質と類似の倫理性が強調されていることは重要であろう。こうしたことを総合的に勘案するとJ．S．ミルがいわゆる「第一原理」と表現したところのものとは不幸よりも幸福である生存の肯定ではないかと筆者には思われる。な

お、手沢本では先述の sense of dignity は一三頁であるが、直接の自筆・線引き等はない。但し、直後の頁末 very different ideas, of happiness, and content に線引きとマイクロ化された時点で判読不能な自筆とその左に「幸福ト満足トハ自カラ別アリ」という自筆は確認出来る。従って一三頁総体が意識的に読まれたということは言えよう。

四　福沢諭吉『貧富論』と社会思想

㈠　その書誌と明治中後期の社会運動

ここで本論文を遡って先に二で筆者が言及したように、高橋の「長崎版福沢」に登場した、社会思想に影響を受け胸中を変化させていたところの後期の福沢の『貧富論』の所論を読み解いていきたいと思う。まず、坂本多加雄の『市場・道徳・秩序』（創文社、平成三〔一九九一〕年）における福沢論によれば、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」『学問のすゝめ』（初編）という格言によって福沢は平等主義者であるとされているが、その平等は機会の平等であり、結果の平等ではないことが確認されている。このような初期の福沢における機会均等主義と結果平等主義の架け橋となるものが人間の意志の力、即ち「学問」であったことは論を俟たない。

なお、福沢を世に知らしめたこの『学問のすゝめ』の言説は、鹿野政直によれば[61]、トマス・ジェファーソン起草の「アメリカ独立宣言」における all men are created equal を初め『西洋事情』において別の成句「天ノ人ヲ生ズルハ億兆皆同一轍」として訳出されたものがもとになっている[62]。いずれにせよ「アメリカ独立宣言」が初期の福沢の政治思想の淵源となっているのである。

『貧富論』についての詳しい研究はまだ存在していない。僅かに松村憲一の論文[63]が一つ認められるが、『貧富論』そ

のものを詳細に取り扱ったものではない。松村の論文の論旨は福沢の教育観の中でも『文明論之概略』に見られるような、かの「人間交際」の概念について論じたところにあるように思われる。従って本論文の趣旨と重複するものではない。

書誌的なことを詳解すれば、「長崎版福沢」の「二十三　社会思想」の記述に従えば[64]『貧富論』には二篇ある。どちらも『時事新報』に掲載されたものであるが、『福沢諭吉選集（第八巻）』巻末の富田正文による「後記[65]」によれば、『貧富論』〔第一〕は明治一七〔一八八四〕年十月二四日から三〇日までの六回にわたり社説として掲載されたものであり、もう一方の『貧富論』〔第二〕は明治二四〔一八九一〕年四月二七日から五月二一日までの一三回にわたり同じく社説として掲載されたものである。なお〔第一〕〔第二〕の区別は富田によるものである。本題に入る前に同巻所収の飯田鼎による「解説」の「五　貧富論[66]」を見ておきたい。

飯田によれば、『貧富論』〔第一〕の執筆時における社会的背景として、「自由民権運動の一時的活発化と急激の衰退化」において「知識階級の不満」や「秩父困民党の蜂起」に代表される「農民の窮乏化と抗議運動」がまずあった。それ以前、明治一四〔一八八一〕年の「久留米絣織女工八〇〇人」による「問屋制資本」に対する抵抗運動や「三池炭坑囚人労働者の暴動」のような「もっとも早い時期におけるストライキ」が発生しており、「階級対立の様相が次第に明らかになった事実」が認められている。

また飯田によれば『貧富論』〔第二〕においては、福沢は「事態をより重大な現象として把握している」という。当時の労働者は労使の階級間対立ないし労働者階級としての自覚を十分に意識するに至らなかったものの、労働者が「団結を本格的に開始した時期」において、福沢はその旗手たらんとしたようである。その年、明治二四〔一八九一〕年の一月には「東京市の石工一三〇〇名」が賃金引き上げのためにストライキに入り、更に「秀英舎舎長佐久間貞一」は「資本家でありながら」、「労働者階級の資質向上」を目的として「活版工の組合」を組織しようと尽力したと

いう。

更に、後に六で詳しく見る通り、高橋が指摘するように福沢は自由主義経済学の日本への導入を断念するのであるが、そのような政治的態度を考慮する時、『貧富論』はそれに関連する政治思想であるように思われる。

なお、古賀勝次郎が「明六社の思想家達（下）――比較社会科学研究（七）」『ソシオサイエンス』（早稲田大学大学院社会科学研究科、平成一三〔二〇〇一〕年三月）[67]で指摘しているところに従えば、丸山眞男『戦中の戦後の間』には、明治一五〔一八八二〕年における福沢の回想である「掃除破壊と建置経営・続全集七」という論考が紹介されており[68]、また小川原正道が『福沢諭吉の政治思想』[69]でその書誌を明確に示しているところに依拠すれば、それは慶應義塾編『福沢諭吉全集（第二十巻）』（岩波書店、再版、昭和四六〔一九七一〕年）に所収されているのであるが、「掃除破壊と建置経営」[70]の文言通り、一般に福沢自身においても初期の「掃除破壊」と後期の「建置経営」が明確に意識されているようである。『貧富論』は時期的にその後者であると言って良いであろう。福沢は次のように述べている[71]。

> 然り而して此十五年の間を顧るに、我輩の思想に於て其方向を二段に分て見る可きものあり。蓋し初段は掃除破壊の主義にして、第二段は建置経営の主義なり

ではその後期の論述に現出した思想はどのようなものであったのだろうか。それを先に述べた通り『福沢諭吉選集（第八巻）』を底本にして二篇の別に従い見ていきたい。

㈡　貧富論〔第一〕について

まず一で言及した猪木武徳の講演録において猪木により次のような指摘がなされている。それによれば福沢は「無

知が貧困の原因だ」という説を支持しなくなり、「貧困がすなわち無知の原因だ」と、「因果関係を逆にした議論を展開」しているというのである。[72] 猪木によれば福沢は「私有財産を否定」することを本旨とする「社会主義的な思想」には反対ではあった（この点に関しては高橋から「私有財産権の神聖を認める」[73]という『貧富論』〔第一〕執筆時点における福沢像が提示されている）。猪木によれば、それでもしかし、福沢は当時の貧困の解決が困難であることを認めていたというのである。その因果関係の祖語は『貧富論』〔第一〕冒頭において記述されている通りであり、「経済論者の言に、無智即ち貧乏の原因なりと云はば、貧者答えて、貧乏即ち無智の原因なりと云はんのみ」[74]であると福沢は述べている。「教育なき者が貧に居ること固に当然なりと雖ども、其教育は為さざるに非ず、能はざるなり」とその前で貧困故の無知について付言していることも、福沢の貧富の格差に対する身の寄せ方において倫理道徳的であると言える。

続いて「世界万国富人と貧人と其幸不幸の著明なること斯の如く」[75]として三の㈠で『功利主義』に見られた社会的公正に関する記述をここでしている。仮想の具体例を出して「西洋の語に之をストライキと言ふ」[76]として啓蒙していることも特筆すべきものであろう。

そして富者の貧者に対する倫理道徳的な慈悲の善行の具体的解決策（今日の見地からすると社会的指針のように思われるが、その役割は当時においては政策提言のようなものであったと思われる）を数点示した後に、「貧富は相対の語にして際限なし、書生は精神を高くして貧を感ず」[77]と題して議論を展開し、階級という言葉は使わずに「貧社会」という言葉を使っている。それが直後においては「下等社会」と「上流縉紳」という表現に発展している。だが、『貧富論』〔第一〕においては、「品位」[78]があれば持つ者〈have〉になり、「品位」がなければ持たざる者〈have-not〉になるという議論に収斂されてしまっている。

しかし「愚の至極にして富の至極なるものある」[79]ことを喚起し、「法律も習慣」も「余業を承けたる二世三世の子孫」に有利になっていることが問題であると述べ、そのような現象は社会にあることだという現実を指摘している。

そして明治維新期の社会構造を批判するのである。以下に引用しておきたい。[80]

> 我が日本にても開国三十年、頻りに模範を西洋に取て社会を調理し、……一方に殖産経済の道は甚だ遅々として、……殊に其学び得たる所は西洋学にして、日本社会は未だ西洋ならず、建築学者あるも建築を依頼する者なく、化学士あるも日本の諸工場に適せず、土木学も器械学も又或は政治法律の学も、之を用るの地位甚だ少なくして、学者は恰も玉を懐にして呆然たるものの如し

そして政治家が「己れの見込を……己れの意の如くなるを見て満足するのみ」[81]であると批判し、事態の解決は現状学者には困難ではあるが、「大に学問の地位を上げて学者の品位を高くする」[82]ことを『学問のすゝめ』の通りに論理一貫して期し、「我日本の如く社会の百事皆政府の筋に関係を成し、……人民社会に独立の富貴栄誉を見る可らず」[83]として社会的価値の源泉が政府に一極集中していることを論難している。これは三の㈠において『功利主義』に見られた多元論を福沢が理想として受容していたものと解釈して良いであろう。

㈢　貧富論〔第二〕について

『貧富論』〔第二〕の冒頭においては先の猪木武徳の指摘はより鮮明である。その貧富格差の「原因と結果」[84]を明確にすれば「貧なるが故に無智なり」と言い得るとしている。そして「衣食」[85]が本質だとするのである。私有財産制については肯定的であり、「金銭の貸借法、商売の約条等、都て私有保護の為めにしたる法律の功徳は、其私有の多寡に準じて厚薄あることと知る可し」[86]としていることは福沢において、今日法的に言うところの所有権絶対の原則（私的所有権＝私有財産権）に対する理解であるように思われる。「労働社会」[87]や「労働社会下流貧民」[88]の語を忌憚なく用

いていることは福沢における変化を明確に示していると言えるであろう。

先に三の㈡で言及した丸山眞男の言にあったように、「徳川時代の政略は、都て貧弱を助け富強を抑るの趣意にして、貧富平均の論は政府自から之を実行するものと云ふも可なり。西洋諸国にては、近来こそ学者社会の一部分に公共平均論を唱ふるものある」が、当時の日本社会は「貧弱を憐れむ」だけに留まり、それを公正しようとすれば却って「公共の敵」になり得てしまうと福沢は批判している。[89] この徳川政権を擁護する点においては先の丸山の言説は一致している。更に「貧富の衝突」も既に「徳川の末年」に「貧窮組」が「富豪」に対して行っているとする記述は見逃せない。[90]

そして「欧米の文明」の「優勝劣敗の定則」は「門閥」と同じ程度に強固なものであり、そうした思想に裏打ちされた政策は、貧富の格差を助長すると述べている。[91] この点において、六で詳しく見るように後期の福沢が西洋の経済書の輸入事業を停止したことが、「優勝劣敗」に対する西洋批判の思想として顕著に現れていると言える。なお三の㈢で取り扱った安西敏三の論文によれば、福沢は明治十〔一八七七〕年前後にスペンサーを読み、恐らく影響を受けているということである。[92] どのような意味で影響を受けたかはそこで詳しくは評価されていないが、福沢が社会ダーウィニズムに限界を感じたであろうことは、『貧富論』〔第二〕において言える指摘であろう。

そして持つ者〈have〉が持たざる者〈have-not〉に対して「公益慈善の挙」をすべきであり、政府はそれを奨励すべきだとしている。[93] その倫理道徳的な慈悲の精神は、先に筆者が三の㈠で指摘したように、J．S．ミルにおける「無私なもの」の観念と軌を一にすると言えるであろう。更に言えば同じく『功利主義』における「個人間あるいは階級間の法律上の特権による不平等を解消する」という理想を福沢は吸収していたと推定出来るであろう。

五　高橋における大正時代及び占領期

高橋の「長崎版福沢」の「二十三　社会思想」においては、「農業国家より商工業国家への移行」は「必然、労働無産階級の増大、労働争議の頻発、労働組合運動の勃発」を惹起したとされる。[94] 高橋によれば福沢はそれを看破して「資本主と職工」『時事新報』（明治三〇〔一八九七〕年一月二〇日）を公にした。「同年後半には全国に亙つて争議件数実に三十二に及び、参加人員三千五百十七名を数ふるに至つた」という。しかし高橋によれば、福沢が言うにはそれはまだ好景気下における現象に過ぎなかった。福沢は「通貨縮小」（デフレーション）下における「同盟罷業」（ストライキ）を憂慮し、実態の解明と予防策を期待したと高橋は述べている。[95] そしてその役割はやはり「学問」が担っていたと言える。

それ以前、福沢が「修身要領」を発表したひと月後の明治三三〔一九〇〇〕年三月には既に治安警察法が立法されていたのであるが、部分的な修正を経て、大正一五〔一九二六〕年四月に同法一七条及び三〇条の廃止により、労働争議調停法が制定された。治安警察法は敗戦後の昭和二〇〔一九四五〕年一一月に連合国軍総司令部（GHQ）の命令により廃止されるのである。普通選挙法の立法と同時期の、大正一四〔一九二五〕年四月には治安維持法も制定されたが、これも昭和二〇〔一九四五〕年十月に同じく連合国軍総司令部（GHQ）の命令により廃止された。

労働争議調停法の立法も普通選挙法の立法も大正デモクラシーの成果だと言って良いであろう。これと関連して、入江昭『日本の外交――明治維新から現代まで』には次のような記述があり、極めて重要な指摘だと思われるので引用しておきたい。[96]

「世界の大勢」という表現は以前もときおり使われていたが、一九一〇年代後半には吉野作造などによって一般化され、十九世紀的な強大国間による外交にかわる、道義的、平和的な国際関係、さらには個人主義的、立憲主義的な国内政治の展開の時代の到来したことを、世界史的な現象としてとらえようとするものであった。もっとも吉野の視野は主として西欧民主主義国家に向けられており、英米仏などが「世界の大勢」を代表すると想定していたが、国家間の武力的、政治的抗争にかわる経済的相互依存性、ナショナル・インタレストの盲目的追求にかわる人民の利益、幸福の追求などを国策の根本として考えた点、新しい国際関係の思想を作り出そうという努力を示すものであった。

このような吉野作造が福沢諭吉をどのように理解していたかは本論文の対象から外れてしまうが、「人権」的なリベラリズムにおける思想的伝統としては、吉野は福沢の承継者であると言い得るであろう。

なお、武藤秀太郎の論文「戦間期日本における知識人集団――黎明会を中心に」[97]によれば、黎明会は大正八〔一九一九〕年一月一八日に第一回講演会が開催された、民本主義を掲げる吉野作造による啓蒙団体であって「ストライキのための誘惑・煽動を禁じた治安警察法第一七条の撤廃を要求」[98]するなどして、後期の福沢が解明を求めた労使関係の実態考究に積極的であったと言えよう。

武藤に従えば会員は主に、東京帝国大学から吉野作造、穂積重遠、森戸辰男、新渡戸稲造、慶應義塾大学から高橋誠一郎、堀江帰一、小泉信三、阿部次郎、東京商科大学から福田徳三、早稲田大学から木村久一、京都帝国大学から佐々木惣一、その他に大山郁夫、与謝野晶子などが名を連ねた。[99]続いて福田徳三が明治三八〔一九〇五〕年から大正七〔一九一八〕年三月まで慶應義塾大学で教鞭を執っていたという時期的なことも指摘されており、高橋が吉野や福田と行動をともにしていたことは、福沢門下生としての高橋の政治・社会的コミットメントを示している。

更に、中村勝範の論文「「激動の時代」と黎明会」によって知り得ることのできる高橋の著書に『協同主義への

道』というものがあり、中村によれば高橋は一度だけ黎明会で講演し、その後に著した「階級闘争論」をその書に「社会階級と階級闘争」と改題して収めた。[100] 高橋には「社会主義と共産主義」[101]という論文もある。『協同主義への道』の終章は「幸福追求権及び幸福獲得権」と題された論考である。[102] 吉野作造の論文「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの道を論ず」によれば、「憲政」「立憲政治」の本質は国民の「智徳」（福沢の「智徳の弁」『文明論之概略』などを想起されたい）の向上にあり、憲法とは「人民権利の保障」「三権分立主義」「民選議院制度」を含むものでなくてはならず、「人民権利の保障」には入江昭の指摘にあった通り「凡て国民の物質的並びに精神的の幸福進歩を計る」ことも明記されている。[103]「智徳」と「幸福」、これは福沢の政治思想の特徴でもある。福沢の政治思想に吉野と高橋が共鳴し合い継承したと言えるであろうと筆者には思われる。

戦時下の高橋の行動については史料に欠けると思われるので本論文では取り扱わないが、帝国議会は明治二三〔一八九〇〕年一一月から昭和二一〔一九四七〕年三月まで、即ち、第一議会から第九二議会まで存続した。帝国議会は日本国憲法の制定と国会法の成立により廃止されるのであるが、高橋の文部大臣であった期間は昭和二一〔一九四七〕年一月三一日から五月二四日にかけてであり、高橋が会議に出席したことを確認出来るのは、第九二議会である。その後、同年四月の総選挙で社会党が第一党となったことを受けて第一次吉田茂内閣が総辞職したことに伴い、政治家ではなくなった。

第九二議会昭和二二〔一九四七〕年二月一四日の貴族院本会議二号（回）では南原繁の質疑を受けて高橋は次のような答弁をしている。即ち、「平和国家、文化国家建設の基本は教育にある」とし、「米国教育使節団の有益なる報告書」を「尊重」するとした上で、「教育の地方分権」（多元論）と同時に「教育の機会均等と自主性」（福沢の「学問」における機会均等主義）と「研究の自由」（福沢における「学問の独立」）[104] を実現するために文部省が準備している法政策について、「第一は教育基本法」「第二は学校教育法」「第三は地方教育行政法」であると表明した。南原の質疑は

「実施計画」の実を尋ねたものであったのだが、「民主的な文化国家を建設」するためには「国民の資質の向上」（J．S．ミルの『功利主義』における涵養の精神）を期さなければならず、義務教育の延長を方法として採用することも表明したのである（以上、帝国議会会議録検索システム[105]にて確認）。

これにより特に理想的であった初期、そして変化はしていたが後期の福沢における「学問」（筆者の言葉に換えればそれは人間固有の意志の力の主要な一つだと思われる）は政策的にある地点に帰着したと言えるであろう。

なお、佐藤禎一の講演録[106]によれば、高橋の前任の田中耕太郎も「六・三制」に意欲的であったのだが、慎重な吉田茂と意見が合わず更迭・辞任となり、その頃昭和天皇が民主主義体制下における皇室のあり方を憂慮しており、それを受けて武見太郎が福沢の『帝室論』を吉田に勧め、吉田はこれを読んで当初小泉信三に文部大臣を依頼したのだが、小泉が固辞したため、吉田と昵懇であった高橋に白羽の矢が立ったとのことである。

六　高橋誠一郎の福沢論

冒頭一で触れたように高橋には十篇ほどの福沢論が認められる。ここでは筆者の観点から重要と思われた論点に限ってその論旨を追っていきたい。なお、どれも比較的短文であるため書誌を明らかにするだけに留め、紙幅上頁数は割愛させて頂きたい。

第一は「福沢先生の政治批判精神[107]」である。それによれば福沢は「厳正な批判的精神の所有者であつた」。若い頃「天地万象に疑いを挿み終に宇宙に条理あることを知つていわゆる条理学を提唱した杵築の大儒、三浦梅園の学系を引く帆足万里流の実学の影響を受けた[108]」。この三浦梅園、帆足万里、福沢諭吉の合理主義の系譜については、帆足図南次『帆足万里[109]』という著作があるので参照して頂ければと思う。

当初、福沢は「産業と商業」に新しい命を吹き込もうとしたのであるが、「明治六年の頃に洋書翻訳の時代を脱し」た。「自由主義的経済学説」が「中央集権国家」下の「国家的経済政策」に実情としてそぐわなくなったがためである。そして「先進資本主義国の経済学」の輸入事業を停止し、「後進国」としての日本に「独自の国民主義的経済学説」を提言しようと試みた。その事業停止の顚末と福沢の所感は「長崎版福沢」の「十九　国民主義経済学説の唱道」に詳しいが、「欧米先進資本主義国の圧迫が後進国たる我が国の上に加重し来るを感ずる」（傍点筆者）ようになったためであると高橋は解説している。[10] 福沢はJ．S．ミルの『功利主義』にあった通り「全国民的利害と関心」を、「内に争う力を外に発展させ伸長させ」、「国家的富強繁栄」を企図していた。

ここで話は外交に転じるのであるが、日米和親条約も万国公法も「外面の儀式名目」に過ぎず、「外交の実は権威を争い、利益をむさぼる」の観を呈しているとされ、「貧弱無智の小国」が条約という法手続きと万国公法という国際的規範に依頼しても失敗しているとしたと高橋は跡付けている。福沢はこのようなパワー・ポリティックスをかなり鋭敏に自覚していたようである。内政に至っては、「護国」を本旨として国会の開設に積極的であったとされる。明治一四年の政変における大隈重信の有栖川宮に対する意見書も、その草案となったのは「慶應義塾社中の矢野文雄」が、その当時、「慶應義塾に所蔵されていた米国憲法史」を基礎に起草した数篇の中の一篇であるという史実が披瀝されている。「尾佐竹猛博士」によれば「雑駁無雑な政治論や憲法論」が跋扈していたその時代において、「純然たる理論的体系をもつて政治界を啓発したもの」は「慶應義塾出身の青年政治家」であったとされているという。犬養毅や尾崎行雄も下野せられた同輩であった。しかし福沢はそれでも政府（官）と国民（民）を指導して「西欧東漸」の渦中にあって「絶遠の東洋に一新文明国家を建設しよう」とした。

高橋の福沢論の第二は「独立自尊の人間教育[11]」である。これにおいても後期の福沢における「国民主義的経済学説」の唱道が指摘されているが、明治二六〔一八九三〕年四月の『実業論』においては、「先生の経済論に楽観的自由

主義の色彩が再び濃くなる」ことを高橋は指摘している。そして福沢は「純正な善の本質」は社会経済の制度改革では期することは出来ずに、国民の内心における「独立自尊」の「訓練」が必要としたのであろうと、高橋は回顧的に述べている。

第三の論説「学問のすすめ」[112]では高橋は戦時下において『学問のすゝめ』が楠公権助論によって「不届至極の暴論」であり且つまた「共和政治」に堕する「非難攻撃の的」になっていたことをまず指摘している。続けて、鉄砲洲の慶應義塾発祥地に記念碑を建てるに際して刻まれる言葉を「独立自尊」ではなく「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」にすることに高橋としては「何人かの言葉の引用」であることが明らかであったが故に反対であったという。高橋に従えば「明治文化の研究者木村毅ら」によると、それはトマス・ジェファーソンが起草した「アメリカ独立宣言」をもとにしていると指摘しているという。そしてトマス・ジェファーソンがロックの社会契約論に影響を受けていることを高橋は指摘し、さらに「板倉卓造博士」によれば「『学問のすゝめ』六篇の民約理論」はルソーの社会契約論の流れを汲むウエイランド『倫理学』の影響下にあり、ルソーとは反対に、「マルチルドム」(martyrdom)とは即ち「革命」のことと示されている。この「革命」とは当然に近代市民主義革命を意味しているが、高橋のこうした指摘はその思想性において傾聴に値するものであろう。

これに関して特にAlbert M. Craigがスコットランド啓蒙を論じる上で、ロックが『統治二論』で政治権力の限界を唱え、それらの著作がフランスの思想家によって読まれて啓蒙され、日本の「文明と啓蒙」思想に影響を与えたという指摘も有益である。[113]

第四の論説「最晩年の福沢先生」[114]では福沢の病床にドイツの御雇外国人ベルツが診断に赴いていたことが明かされている。明治三二〔一八九九〕年十月十五日から福沢は散歩が出来るほど健康を回復し、高橋は特にこの頃の福沢に親しく接したという。

高橋には『三田評論』において数篇の講演録が認められるが、その中でも「福沢先生の貧富論」[115]に一つ重要な指摘がある。福沢が「明治十年冬」（第一編）と「明治十三年夏」（第二編）に刊行した『民間経済録』は、高橋によれば「民間の子弟に経済学の要旨を教ふる為め」に著されたものであるが、経済学者としての高橋が見るところその『民間経済録』もまた、「翻訳時代に示されたような自由主義的な色彩は著しく薄らぎまして、国民主義的な色彩が濃厚になっている」という。その他の高橋の『三田評論』は「改造社版福沢」や「長崎版福沢」と内容は重複しており、論旨を広げていても本論文の趣旨からは外れ、回顧談以上のものではないように思われる。[116]

最後に『文部時報』の「独立自尊主義――就任のあいさつ」[117]を見ておきたい。これによれば高橋は中央・地方の講演会や、中等教員検定試験委員として公民科を担当した実績が文部省に買われて文部大臣を命じられたのであろうと述べている。「終戦後、教育本来の目的が人格の完成」という「個人的自覚」「個人の価値」となったのは喜ばしいと表明している。そして高橋は井上哲次郎のかつての独立自尊批判に反批判を加え、「人間には善を好むの本心があり、進歩改良を行うの知識がある」という福沢の教えを引用し、個人を涵養するには「人の心の改善」即ち「独立自尊の人を造る」ことが重要でありその任に当たるとして福沢の思想を踏襲・承継している。

七　おわりに

本論文で新たな視角の福沢観、即ち、J．S．ミル『功利主義』に見られた権利の意識が福沢において人権や所有権という権利の強調として現われ、そして『功利主義』に見られた政治学的倫理道徳と涵養の精神が「学問」への期待という政治思想の一貫性に継承されており、一方で明治中後期の社会運動を受けた社会思想の模索という変化とその後復調していたという福沢観を、福沢の言説や思想的系譜と高橋の所論と行動を通じて社会的帰着を示すことによ

り明確に出来たものと思う。今日当たり前に前提とされている学知が木村毅や板倉卓造、尾佐竹猛によって既に提示されていたことも明らかとなった。後期の福沢は「脱亜論」や没後の『明治十年丁丑公論・瘠我慢の説』を以って評価されることも多く、本論文でまた別の福沢観を提示出来たものと思われる。

（1）高橋誠一郎『福沢先生伝』（改造社、偉人伝全集第九巻、昭和八〔一九三三〕年）、参照。
（2）高橋誠一郎『福沢諭吉――人と学説』（長崎出版株式会社、昭和五四〔一九七九〕年）、参照。
（3）宮川公男『政策科学の基礎』（東洋経済新報社、平成六〔一九九四〕年）、一三五頁。
（4）前掲「長崎版福沢」、一五八頁。
（5）猪木武徳「講演録〈高橋誠一郎生誕百二十五年記念連続講演会〉高橋誠一郎からみた福沢諭吉」『三田評論』（慶應義塾、第一一三一号、平成二二〔二〇一〇〕年二月）、参照。
（6）尤も経済学の見地からは、池田幸弘、小室正紀編著『近代日本と経済学――慶應義塾の経済学者たち』（慶應義塾大学出版会、平成二七〔二〇一五〕年）に武藤秀太郎による「高橋誠一郎の経済学史研究」という章があり、「学生時代の高橋誠一郎」や「連続する「文化国家」の理念」などの節がある。しかし高橋を通して福沢の政治思想とその関係を明らかにすることを目的とする本論文と重複するものではないだろう。
（7）本間直美「「私の見た福沢諭吉」聞き書き・解説村井実」『三田評論』（慶應義塾、第六六二号、昭和四二〔一九六七〕年七月）、八〇頁。
（8）高橋誠一郎「福沢諭吉先生との思い出――私の学校時代」『文部時報』（文部省、第一一四五号、昭和四七〔一九七二〕年十月三一日、臨時増刊号）、二一二頁。
（9）前掲「改造社版福沢」、一頁。
（10）「福沢諭吉年譜」福沢諭吉著、富田正文校注『新訂福翁自伝』（岩波文庫、昭和五三〔一九七八〕年、所収）、参照。
（11）高橋誠一郎「福沢先生の社会思想」『福沢先生誕生記念論文集』（理財学会、昭和十〔一九三五〕年一月）、五～六頁。
（12）福沢諭吉『学問のすゝめ』（岩波文庫、昭和五三〔一九七八〕年）、一三二頁。
（13）前掲「長崎版福沢」、二九二頁。

(14) 前掲「長崎版福沢」、三一三頁。
(15) 前掲「長崎版福沢」、三二八頁。
(16) 福沢諭吉『福翁百話』（慶應義塾大学図書館デジタルで読む福沢諭吉）、三三四頁。http://project.lib.keio.ac.jp/dg_kul/fukuzawa_about.html（平成二八〔二〇一六〕年八月一五日）、確認。
(17) 和辻哲郎「第六篇　明治時代の倫理思想」『日本倫理思想史㈣』（岩波文庫、平成二四〔二〇一二〕年、所収、書き下ろし）、三一四頁。
(18) 丸山眞男「福沢諭吉の哲学――とくにその時事批判との関連」松沢弘陽編『福沢諭吉の哲学他六篇』（岩波文庫、平成一三〔二〇〇一〕年、所収）によれば『西洋事情』や『学問のすゝめ』に見られる福沢の「社会契約説」は「統治契約説」とされている。しかし、どの思想家のどの著作を基礎にしているか明示されていない。
(19) 安西敏三『福沢諭吉と西欧思想――自然法：功利主義・進化論』（名古屋大学出版会、平成七〔一九九五〕年）、二五〇頁。
(20) 松沢弘陽「社会契約から文明史へ――福沢諭吉の初期国民国家形成・試論」『北大法学論集』（北海道大学法学部、第四〇巻第五～六下号、ＨＵＳＣＡＰ）、一八九九～一九〇〇頁。
(21) 松田宏一郎「福沢諭吉と「公」・「私」・「分」の再発見」『立教法学』（立教大学、第四三巻、立教 Roots）、八八七～八八頁。
(22) 宮村治雄『新訂日本政治思想史――「自由」の観念を軸にして』（放送大学教育振興会、平成一七〔二〇〇五〕年）、一八九頁。
(23) 前掲「長崎版福沢」、一五二～一五三頁。
(24) 福沢諭吉著、松沢弘陽校注『文明論之概略』（岩波文庫、平成七〔一九九五〕年）、七一頁、三二二頁。松沢弘陽に従えば、この経済書とは「経済学原理」Principles of Political Economy, 1st ed., 1848 のようである。
(25) 前掲「長崎版福沢」、一七三頁。
(26) 高橋誠一郎「ジョン・スチュアート・ミルの富の定義」『三田学会雑誌』（慶應義塾理財学会、第三一巻第八号、昭和一二〔一九三七〕年八月、ＫＯＡＲＡ）、参照。
(27) Ｊ．Ｓ．ミル著、川名雄一郎、山本圭一郎訳「功利主義」『功利主義論集――近代社会思想コレクション』（京都大学学術出版会、平成二二〔二〇一〇〕年、所収）、参照。
(28) 前掲「功利主義」、二六五頁。

(29) "UTILITALIANISM" BY JHON STUART MILL, REPRINTEED FROM FRASER'S MAGAZINE, SEVENTH EDITION, LONGMANS, GREEN, AND CO., 1879.（Kindle）、参照。
(30) 前掲「功利主義」、二六八頁。
(31) 前掲「功利主義」、二六九頁。
(32) 前掲「功利主義」、二七四頁。
(33) 前掲「功利主義」、二七五頁。
(34) 前掲「功利主義」、二八一頁。
(35) 前掲「功利主義」、二九四頁。
(36) 前掲「功利主義」、三〇二頁。
(37) 前掲「功利主義」、三〇〇頁。
(38) 前掲「功利主義」、三〇三頁。
(39) 前掲「功利主義」、三〇五頁。
(40) 前掲「功利主義」、三二五頁。
(41) 前掲「功利主義」、三三〇頁。
(42) 前掲「功利主義」、三三二頁。
(43) 前掲「功利主義」、三三七頁。
(44) 前掲「功利主義」、三三八頁。
(45) 前掲「福沢先生の社会思想」、六頁。
(46) 前掲 "UTILITALIANISM"（Kindle）、参照。
(47) 前掲「福沢諭吉の哲学――とくにその時事批判との関連」、七五頁。
(48) 前掲「福沢諭吉の哲学――とくにその時事批判との関連」、八一～八二頁。
(49) 安西敏三「福沢諭吉の西洋法認識」安西敏三、岩谷十郎、森征一編著『福沢諭吉の法思想――視座・実践・影響』（慶應義塾大学出版会、平成一四〔二〇〇二〕年）、二三頁。
(50) 前掲『文明論之概略』、六二頁。

(51) 丸山眞男『「文明論の概略」を読む（上）』（岩波新書、昭和六一〔一九八六〕年）、一〇一頁。
(52) 中村敏子『福沢諭吉　文明と社会構想』（創文社、現代自由学芸叢書、平成一二〔二〇〇〇〕年）、一〇頁。
(53) 安西敏三「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」『甲南法学』（甲南大学法学会、第三一巻第一号、平成二〔一九九〇〕年十月）、参照。
(54) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、四頁。
(55) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、三頁。
(56) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、四頁。
(57) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、八～九頁。
(58) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、一三頁。
(59) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、四〇頁。
(60) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、六六～六七頁。
(61) 鹿野政直『近代日本思想案内』（岩波文庫別冊、平成一一〔一九九九〕年）、二六頁。
(62) 福沢諭吉訳「アメリカ独立宣言」加藤周一、丸山眞男校注『翻訳の思想』（岩波書店、平成三〔一九九一〕年、所収）、三七頁。
(63) 松村憲一「福沢諭吉の「社会見聞の教育」観の形成とその発展――『貧富論』前後の論説を中心として」『フィロソフィア』（早稲田大学哲学会、第七一号、昭和五八〔一九八三〕年）、参照。
(64) 前掲「長崎版福沢」、二九二頁、二九六頁。
(65) 福沢諭吉著、富田正文編『福沢諭吉選集（第八巻）』（岩波書店、昭和五六〔一九八一〕年、所収）、参照。
(66) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』三四〇～三四三頁。
(67) http://jairo.nii.ac.jp/0069/00000986、一二頁（平成二八〔二〇一六〕年八月一六日）、確認。
(68) 丸山眞男「福沢諭吉の儒教批判」『戦中と戦後の間』（みすず書房、昭和五一〔一九七六〕年）、参照。
(69) 小川原正道『福沢諭吉の政治思想』（慶應義塾大学出版会、平成二十四〔二〇一二〕年）、三頁、二二頁。
(70) 前掲『福沢諭吉全集（第二十巻）』、二四三～二五四頁。
(71) 前掲『福沢諭吉全集（第二十巻）』、二四八頁。

(72) 前掲「講演録〈高橋誠一郎生誕百二十五年記念連続講演会〉高橋誠一郎からみた福沢諭吉」、七六頁。
(73) 前掲「長崎版福沢」、二九二頁。
(74) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一五七頁上段。
(75) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一五七頁下段。
(76) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一五八頁上段。
(77) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一六二頁上段。
(78) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一六三頁。
(79) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一六四頁上段。
(80) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一六六頁。
(81) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一六七頁上段。
(82) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一七三頁下段。
(83) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一七四頁上段。
(84) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一七九頁上段。
(85) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一七九頁下段。
(86) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一八一頁。
(87) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一八七頁下段。
(88) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一八八頁上段。
(89) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、一九七頁下段。
(90) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、二一一頁下段。
(91) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、二一四下段～二一五上段。
(92) 前掲「福沢諭吉とJ．S．ミル『功利主義』」、一一頁。
(93) 前掲『福沢諭吉選集（第八巻）』、二一七頁下段。
(94) 前掲「長崎版福沢」、三〇八頁。
(95) 前掲「長崎版福沢」、三〇八～三一〇頁。

(96) 入江昭『日本の外交――明治維新から現代まで』（中公新書、昭和四一〔一九六六〕年）、八三～八四頁。
(97) 武藤秀太郎「戦間期日本における知識人集団――黎明会を中心に」猪木武徳編著『戦間期日本の社会集団とネットワーク――デモクラシーと中間団体』（ＮＴＴ出版、平成二〇〔二〇〇八〕年、所収）、参照。
(98) 前掲「戦間期日本における知識人集団――黎明会を中心に」、一八三頁。
(99) 前掲「戦間期日本における知識人集団――黎明会を中心に」、一八六～一八七頁。
(100) 中村勝範「「激動の時代」と黎明会」『法学研究』（慶應義塾大学法学研究会、第六二巻第四号、平成元〔一九八九〕年四月、ＪＡＩＲＯ）、一五頁、二〇頁。
(101) 高橋誠一郎「社会主義と共産主義」『三田学会雑誌』（三田学会、第一巻第六号、明治四二〔一九〇九〕年七月、ＫＯＡＲＡ）、参照。
(102) 高橋誠一郎『協同主義への道』（下出書店、大正十二〔一九二三〕年、国立国会図書館デジタルコレクション、http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/971277、平成二八〔二〇一六〕年一二月二二日確認）、三七五～四〇五頁。
(103) 吉野作造「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの道を論ず」『吉野作造評論集』（岩波文庫、昭和五〇〔一九七五〕年）一三頁、二四～二五頁。
(104) 福沢諭吉「学問の独立」山住正己編『福沢諭吉教育論集』（岩波文庫、平成三〔一九九一〕年、所収）、参照。
(105) http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/（平成二八〔二〇一六〕年八月一五日）、確認。
(106) 「講演録〈高橋誠一郎生誕百二十五年記念連続講演会〉高橋誠一郎と戦後の文部行政」『三田評論』（慶應義塾、第一一三一号、平成二二〔二〇一〇〕年二月）、八五～八七頁。
(107) 高橋誠一郎「福沢先生の政治批判精神」『新政界』（新政界社、第二巻第二号、昭和三一〔一九五六〕年二月）、参照。
(108) 二で登場した富田正文校訂『福翁自伝』一五頁の記述によれば「最も多く漢書を習ったのは白石という先生である。そこに四、五年ばかり通学」したとある。
(109) 帆足図南次『帆足万里』（吉川弘文館、人物叢書、昭和四一〔一九六六〕年）、参照。
(110) 前掲「長崎版福沢」、一七九頁。
(111) 高橋誠一郎「独立自尊の人間教育――福沢先生の社会経済思想」『社会教育』（全日本社会教育連合会、第一四巻第二号、昭和三四〔一九五九〕年二月）、参照。

(112) 高橋誠一郎「学問のすすめ」『文藝春秋』(文藝春秋、第四五巻第七号、昭和四二〔一九六七〕年七月)、参照。
(113) Albert M. Craig (2009) *Civilization and enlightenment: the early thought of Fukazawa Yukichi*, Cambridge, Massachusetts. And London, England. pp. 12–13.
(114) 高橋誠一郎「最晩年の福沢先生」『中央公論』(中央公論、第六五年第七号、昭和二五〔一九五〇〕年七月)、参照。
(115) 高橋誠一郎「福沢先生の貧富論」『三田評論』(慶應義塾、昭和九〔一九三四〕年七月)、参照。
(116) 例えば「福沢先生の晩年と慶應義塾」『三田評論』(慶應義塾、第四一六号、昭和七〔一九三二〕年四月)、「晩年の福沢先生」『三田評論』(慶應義塾、第四二五号、昭和八〔一九三三〕年一月)、「福沢先生の政治経済論」『三田評論』(慶應義塾、第六五九号、昭和四二〔一九六七〕年四月)を参照されたい。
(117) 高橋誠一郎「独立自尊主義——就任のあいさつ」『文部時報』(文部省調査局、第八三七号、昭和二二〔一九四七〕年二月)、参照。

山内　崇史(やまうち　たかし)
所属・現職　塾員
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　日本法政学会、明治維新史学会
専攻領域　日本政治思想史
主要著作　「近代日本における環境思想に関する一考察」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五三号(二〇一三年)